

## 甲府市農業委員会 5月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年5月31日（水曜日）午後2時00分から午後3時00分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1番 渡邊 初男    2番 小松 芳彦    3番 菊島 建    5番 落合 洋子  
6番 關野 登    7番 田中 由美    8番 後藤 良仁    9番 土屋 三千雄  
10番 越石 和昭    11番 小澤 博    12番 山村 忠弘    13番 雨宮 洋文  
14番 末木 瑞夫    15番 矢崎 正勝    16番 塚田 泰英

4. 欠席委員（1名）

### 【農業委員】

4番 池田 哲郎

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 山本 伸二  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 中村 勝  
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 令和5年6月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第5号 農用地利用集積計画の解約について  
報告第6号 農用地利用配分計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 5 年 5 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 18 名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 5 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、5 月定例総会の議事録署名委員ですが、1 番の渡邊 初男委員と 5 番の落合 洋子委員のお 2 人をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の第 3 条許可申請は、有償移転が 3 件ございまして、いずれも第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO.1、NO.2 をご覧ください。地図、上の方が、1 番の申請地になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、北面は農地、西面、南面は農地及び〇〇となっております。

譲受け人は、隣接地で〇〇しておりますが、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は、〇〇㎡となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、同じ 1 ページの下の方の申請地 NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面、南面は農地、北面は一級河川となっております。

譲受け人は、近隣の農地で耕作しており、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の 現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は、〇〇㎡となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書 3 番、地図は、2 ページの 3 条 NO.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地、西面は農地及び宅地、北面、南面は農地となっております。

譲受け人は、隣接する農地で耕作しており、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の 現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は、〇〇㎡となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづきまして議案第 2 号 農地法第 5 条による許可申請について審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 2 号の所有権移転の 7 番と 8 番の案件は、越石委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、

当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第2号のうち、所有権移転の7番と8番を除いた案件について、事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が10件ございます。

それでは、7番、8番を除いた案件を説明いたします。

最初に、議案書2ページの1番、地図は3ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地、西面、北面は道路、南面は宅地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の住まいが、〇〇となり、移転するため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書2番、地図は4ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、北面は宅地、西面、南面は道路となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、隣接する市で農業をしておりますが、現在の住まいが〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書3番、地図は5ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は宅地、西面、北面は道路となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の住まいが〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書3ページの4番、地図は6ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は宅地、西面は農地及び駐車場、北面は水路及び農地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇で〇〇していますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が

見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書 5 番と、4 ページの 6 番は、関連案件となります。

地図は、7 ページの 5 条 NO. 5、NO. 6 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は宅地、西面、北面は宅地及び道路となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇しておりますが、申請地は立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書 5 ページの 9 番、地図は 9 ページの 5 条 NO. 9 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は甲府市道、西面は水路、南面、北面は宅地となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇で〇〇しておりますが、現在の〇〇が〇〇となり、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 10 番、地図は、10 ページの 5 条 NO. 10 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は農地、西面は事業所、北面は山梨県道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受け人は、隣接地で〇〇しておりますが、〇〇するため、現在の〇〇では〇〇なことから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。議案第 2 号の 農地法第 5 条による許可申請について、所有権移転の 7 番と 8 番を除いた案件に賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第2号の所有権移転の7番と8番を除いた案件については、決定します。

それでは、越石委員のご退席をお願いします。

【 越石委員 退席 】

つづきまして、議案第2号のうち、所有権移転の7番と8番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

それでは、議案書4ページの7番と8番を説明いたします。

この7番と、8番は関連案件になります。

地図は8ページの5条NO.7、NO.8をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面は農地、北面、南面は甲府市道となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇で〇〇しておりますが、申請地は立地条件に適しており、〇〇としての需要が見込まれるため、申請地を取得し、近隣で〇〇している事業者に〇〇として、貸す計画であり、〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西名会長）

こちら事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第2号のうち、所有権移転の7番と8番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、越石委員はご着席をお願いします。

この議案第2号のうち、1000㎡以上の4番の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は1000㎡未満ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第4号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書6ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

7ページから17ページまでは、4月14日から5月11日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法第4条及び第5条の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第4号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第3号令和5年6月告示分農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第5号農用地利用集積計画の解約についてと、報告第6号農用地利用配分計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第3号の利用権設定の1番の案件は、菊島委員が関係する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第3号のうち、利用権設定の1番を除いた案件及び報告第5号、第6号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第3号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転4件、新規設定7件、再設定3件、計14件の申し出がありました。

議案書18ページの表は、所有権移転です。

千代田地区からの申出がありまして、合計面積は2,309㎡です。

議案書21ページの表は、新規設定です。

二川・山城・中道南地区からの申し出があり、合計面積は22,000㎡です。

中段の表は、令和5年度の目標面積119,200㎡に対し、設定面積は52,107㎡、達成

率は44%です。

続いて22ページの表は、再設定です。

山城・上九一色地区からの申し出があり、合計面積は8,102㎡です。

中段の表、令和5年度の目標面積396,600㎡に対し、設定面積は45,955㎡、達成率は12%です。

23ページ1番から26ページ7番は新規設定です。

26ページ8番から27ページ10番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転と新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。また、23ページ1番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

まず所有権移転の案件を説明します。19ページ1番から4番をご覧ください。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に200日間、農業に従事しております。〇〇を凶る目的で、利用目的は〇〇と、〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて新規就農者の案件を説明します。

1件目を説明します。24ページ5番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、所有者の〇〇です。これまで、所有者の〇〇であり、借り手の〇〇にあたる方が耕作していましたが、この度〇〇ことになり、農作業は借り手が〇〇と一緒にいきます。農機具や作業場は所有者のものを借りるとのことです。〇〇などの〇〇を中心に〇〇する予定です。

年間300日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

2件目を説明します。25ページ6番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳です。現在はお勤めしながら、今回借り受ける農地の近くに住んでいる農家の元で研修していますが、農業を本格的に始めたいため、研修中の農家の近くの農地を借りることになりました。初年次は勤めながら兼業で農業を行い、将来的に専業で農業を行いたいと考えています。農機具や作業所は研修先で借りるとのことです。〇〇を中心とした〇〇を〇〇する予定です。

年間180日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

3件目を説明します。26ページ7番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳です。今回借り受ける農地の隣の土地を〇〇しており、〇〇です。〇〇で販売する農産物を作りたいとのことで農地を借りることになりました。将来的には〇〇する予定です。作業は自宅で行うことができ、農機具は〇〇です。当該農地では〇〇する予定です。

〇〇するため、年間 180 日農業に従事することが可能であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他の方につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 28 ページから 29 ページをご覧ください。

今月は 3 件の解約となります。1 番から 2 番が農地銀行の解約で、3 番が農地中間管理機構を通じた貸借の解約です。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

続いて農地中間管理機構から耕作者へ転貸されている農用地利用配分計画の解約の報告です。議案書 30 ページをご覧ください。今月は 1 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。所有権移転の案件について、原則、説明をいただくこととしております。それでは、所有権移転の 1 番から 4 番の案件について、千代田地区末木委員から補足説明をお願いします。

#### ○千代田地区（末木委員）

ただいま説明がありましたが、〇〇さんは〇〇出身なのですが、〇〇が〇〇にあっていてということで、〇〇を作っております。また〇〇と同時に、田や畑をしながら幅広く精力的に農業に従事しており、中山間地域の活性化のためにはなくてはならない存在でありますので、ぜひともよろしくをお願いします。

#### ○議長（西名会長）

ありがとうございました。

あと私の方から、新しい仲間を迎えるということで、利用権設定の 5 番、6 番、7 番の中道地区の新規就農者について、どなたか委員さんから説明をお願いします。

#### ○滝川地区（渡邊委員）

新規就農者の説明をさせていただきます。まず 24 ページの 5 番ですが、この方は所有者の〇〇にあたります。〇〇が農業をしないということなので、代わりに〇〇がすることとなりました。農地は傾斜地で〇〇ですが、農業が好きということで〇〇をやっていくということです。

次に 25 ページの 6 番の借り手は〇〇で、〇〇に来て〇〇年経ち、〇〇は〇〇です。現在はお勤めをしていますが、〇〇が〇〇で〇〇を作っており、側で〇〇を作った

いということで農業を始めることとなりました。

最後に26ページの7番は〇〇の方で、〇〇年間農地を借りて農業をして、そこで〇〇を植えてそれを利用して〇〇をしたいとのことです。

以上ですがよろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

渡邊委員さん、こと細かな説明をありがとうございました。

地元委員より補足説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第3号の案件のうち利用権設定の1番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案3号のうち利用権設定の1番を除いた案件について決定して参ります。

報告第5号及び第6号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、菊島委員のご退席をお願いします。

**【 菊島委員 退席 】**

それでは議案第3号の利用権設定の1番の案件について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

23ページ1番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

それでは、採決をいたします。

議案第3号の利用権設定の1番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、1番の案件につきましても決定して参ります。

それでは、菊島委員はご着席をお願いします。

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、決定してまいります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、特別何かありましたらお願いします。

特に無いようですので以上をもちまして、5月定例総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。

午後3時00分 閉会